

第23号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表56の2の項事務の欄中「第38条の4第18項」を「第38条の4第19項」に改め、同項を同表56の2の4の項とし、同表56の項の次に次のように加える。

56の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センター（以下「マンション管理適正化推進センター」という。）が作成した同法第5条の4各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針（同法第3条の2第2項第4号の都道府県等マンション管理適正化指針をいう。以下	認定申請のとき。
--	------------------	---	----------

		同じ。)に関する部分を除く。以下同じ。)に適合していることを示す書類が提出されない場合であって、長期修繕計画の数が1であるときは29,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときは29,000円に1を超える長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額	
56の2の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	申請に併せて、マンション管理適正化推進センターが作成したマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない場合であって、長期修繕計画の数が1であるときは29,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときは29,000円に1を超える長期修繕計画の数に16,000円を	更新申請のとき。

		乗じて得た額を加算した額	
<p>56の2の3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、次に掲げる変更に応じ、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 4,800円(変更する長期修繕計画(管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>(2) 管理規約の変更 4,000円(変更する長期修繕計画(管理規約の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、4,000円に1を超える当該長期修繕計</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

画の数に2, 600円を乗じて得た額を加算した額)

(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 4, 600円(変更する長期修繕計画(管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、4, 600円に1を超える当該長期修繕計画の数に2, 800円を乗じて得た額を加算した額)

(4) 長期修繕計画の変更 9, 800円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、9, 800円に1を超える当該長期修繕計画の数に5, 200円を乗じて得た額を加算した額)

(5) 組合員名簿

		<p>または居住者 名簿の変更 2,900円 (変更する長期修繕計画(組合員名簿または居住者名簿の変更を伴うものに限る。) の数が2以上 である場合は、 2,900円に 1を超える当 該長期修繕計 画の数に1,7 00円を乗じ て得た額を加 算した額)</p> <p>(6) (1)から(5)ま でに掲げる変 更以外のもの 2,000円 (変更する長 期修繕計画((1) から(5)までに 掲げる変更以 外のものを伴 うものに限る。) の数が2以上 である場合は、 2,000円に 1を超える当 該長期修繕計 画の数に90 0円を乗じて 得た額を加算 した額)</p>
--	--	--

別表(5)の表56の3の項事務の欄中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に、「第20条の2第10項」を「第20条の2第11項」に改め、同表56の4の項事務の欄中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に、「第13条の3第4項第2号」を「第13条の3第5項第2号」に、「第21条の19第5項第2号」を「第21条の19第6項第2号」に改め、同表56の5の項事務の欄中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同項名称の欄中「決議要除却認定マンションに関する証明書交付手数料」を「決議特定要除却認定マンションに関する証明書交付手数料」に改め、同表56の6の項事務の欄中「同項第11号」を「同項第14号」に、「同項第16号」を「同項第19号」に改め、同表56の11の項事務の欄中「同項第11号」を「同項第14号」に、「同項第16号」を「同項第19号」に改め、同表60の2の2の項金額の欄各号列記以外の部分中「(共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。))の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額(第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)」を削り、同欄第1号イを削り、同号ウ中「共同住宅等のうち一の建築物の」を「共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)のうち」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の共用廊下

等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、「共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同欄第2号アおよびイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅のとき。

(7) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）によるもの 21,000円

(1) 誘導仕様基準以外によるもの 35,000円

イ 共同住宅等のうち住戸の部分に係る申請のとき。

(7) 誘導仕様基準によるもの

a 1棟の総戸数が1のもの 21,000円

b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 39,000円

c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 56,000円

d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 80,000円

e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 120,000円

f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 182,000円

g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 261,000円

h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 340,000円

i 1棟の総戸数が301以上のもの 390,000円

(1) 誘導仕様基準以外によるもの

a 1棟の総戸数が1のもの 35,000円

- b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 69,000円
- c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 97,000円
- d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 137,000円
- e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 197,000円
- f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 283,000円
- g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 385,000円
- h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 508,000円
- i 1棟の総戸数が301以上のもの 600,000円

別表(5)の表60の2の2の項金額の欄第2号ウを削り、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同表60の3の項金額の欄各号列記以外の部分中「(共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額(第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額)とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)」を削り、同欄第1号イを削り、同号ウ中「一の建築物の」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同欄第2号アおよびイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅のとき。

- (7) 誘導仕様基準によるもの 15,000円
- (4) 誘導仕様基準以外によるもの 18,000円

イ 共同住宅等のうち住戸の部分に係る申請のとき。

- (7) 誘導仕様基準によるもの
 - a 1棟の総戸数が1のもの 15,000円
 - b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 27,000円
 - c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 40,000円
 - d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 56,000円
 - e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 85,000円
 - f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 128,000円
 - g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 184,000円
 - h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 241,000円
 - i 1棟の総戸数が301以上のもの 278,000円
- (4) 誘導仕様基準以外によるもの
 - a 1棟の総戸数が1のもの 18,000円
 - b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 37,000円
 - c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 52,000円
 - d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 74,000円
 - e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 108,000円
 - f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 159,000円
 - g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 221,000円

h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 291,000円

i 1棟の総戸数が301以上のもの 342,000円

別表(5)の表60の3の項金額の欄第2号ウを削り、同号エ中「一の建築物の共用廊下等の部分」を「共用部分」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同表60の4の項金額の欄各号列記以外の部分中「一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（「」および「」）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額」を削り、同欄第1号イを削り、同号ウ中「一の建築物の」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同欄第2号アおよびイを次のように改める。

ア 一戸建て住宅のとき。

(ア) 誘導仕様基準によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 誘導仕様基準以外によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(7) 誘導仕様基準によるもの

a 当該部分の床面積（共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(7)において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 179,000円

(1) 誘導仕様基準以外によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 2
81,000円

別表(5)の表60の4の項金額の欄第2号ウを削り、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同表60の5の項金額の欄各号列記以外の部分中「一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額（」および「）および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額」を削り、同欄第1号イを削り、同号ウ中「一の建築物の」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同欄第2号アおよびイを次のように改める。

ア 一戸建て住宅のとき。

(ア) 誘導仕様基準によるもの

- a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,
000円

- b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,
000円

(イ) 誘導仕様基準以外によるもの

a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,000円

b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円

イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(7) 誘導仕様基準によるもの

a 当該部分の床面積（共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(7)において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 125,000円

(1) 誘導仕様基準以外によるもの

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 1

97,000円

別表(5)の表60の5の項金額の欄第2号ウを削り、同号エ中「一の建築物の」を削り、同号エを同号ウとし、同号オ中「一の建築物の」を削り、同号オを同号エとし、同表60の6の項金額の欄各号列記以外の部分中「住宅部分の額(」および「)および非住宅部分の額を合算した額(住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。)」を削り、同欄第2号ア中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同号イ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号ウ中「。)」の次に「または誘導仕様基準」を加え、同号エ中「第1条第1項第2号イ(1)(i)もしくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同号オ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号カ中「仕様基準」の次に「または誘導仕様基準」を加え、「。この場合において、共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により手数料の額を算出する」を削り、同号カ(7)中「床面積」の次に「(共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)」を加える。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説明) マンションの管理に関する計画の認定の申請等に係る手数料を定めるとともに、低炭素建築物新築等計画および建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備する必要がある

ある。